

木祖村耐震改修促進計画（第 期）

令和8年3月 策定

木 祖 村

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・ 1
- 3 県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 6 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 5～11
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～15
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～17

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・ 18
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・ 19～20
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・ 20～21
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 21
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・ 21
- 6 優先的に耐震化に着手すべき区域の設定・・・・・・・・ 21
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・ 21

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 22
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 町内会等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・ 23
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・ 24
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・ 24

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・ 25
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

1 計画の目的

村内の建築物の耐震性を確保するため、既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とし、令和8年3月に木祖村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、平成18年1月26日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第7条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における他の計画（木祖村地域防災計画や木祖村国土強靱化地域計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「木祖村地域防災計画」

木祖村地域防災計画において、「震災編 第2章 災害予防計画 第2.2節 建築物災害予防計画」の中で、建築物等の耐震化について定めています。

具体的には、

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

特に公共建築物及び村有施設は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

(2) 「木祖村国土強靱化地域計画」

木祖村国土強靱化地域計画において、「第3章 取り組むべき事項 1 人命の保護」の中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には

- 1 村有の耐震化未実施施設について、耐震改修や解体により、耐震化率92.0%を目指す。
- 2 住宅の耐震診断及び耐震改修の実施について、補助制度を積極的にPRし、耐震化率が9割以上となるよう、取り組む。

3 県との連携

「県と市町村との協議の場」被災後もできる限り日常の生活を継続できるまちをめざして安心・安全な日常生活は県民の確かな暮らしの礎であり、大規模地震による被災時にもできる限り日常の生活が継続できることが望ましく、東日本大震災以降、被災後の事業活動が課題となり事業計画（BCP）の策定等が進みましたが、これも事業を支える県民の暮らしが継続してこそ成立するものです。

このため、地震が発生した後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常に近い生活が送れるよう、生活者の視点に立ち住宅やその他の建築物が地震に備えて確保すべき事項を区分して整理し、その確保に向けてワーキンググループを設置し検討をおこないました。その結果を平成 27 年 5 月に取りまとめました。

4 計画期間等

本計画の計画期間は、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間とし、前計画（令和 3 年 3 月に策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

5 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震では、同一地域において約 28 時間の間に震度 7 の地震が 2 度発生し、令和 6 年 1 月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約 9 割は建物の倒壊によるもの

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊

急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 7 年 7 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊焼失棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成 31 年 1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

6 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物(別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。)

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物(以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。)

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの(別表2参照)

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では県及び市町村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあつては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

(表1-1) 想定地震等の概要

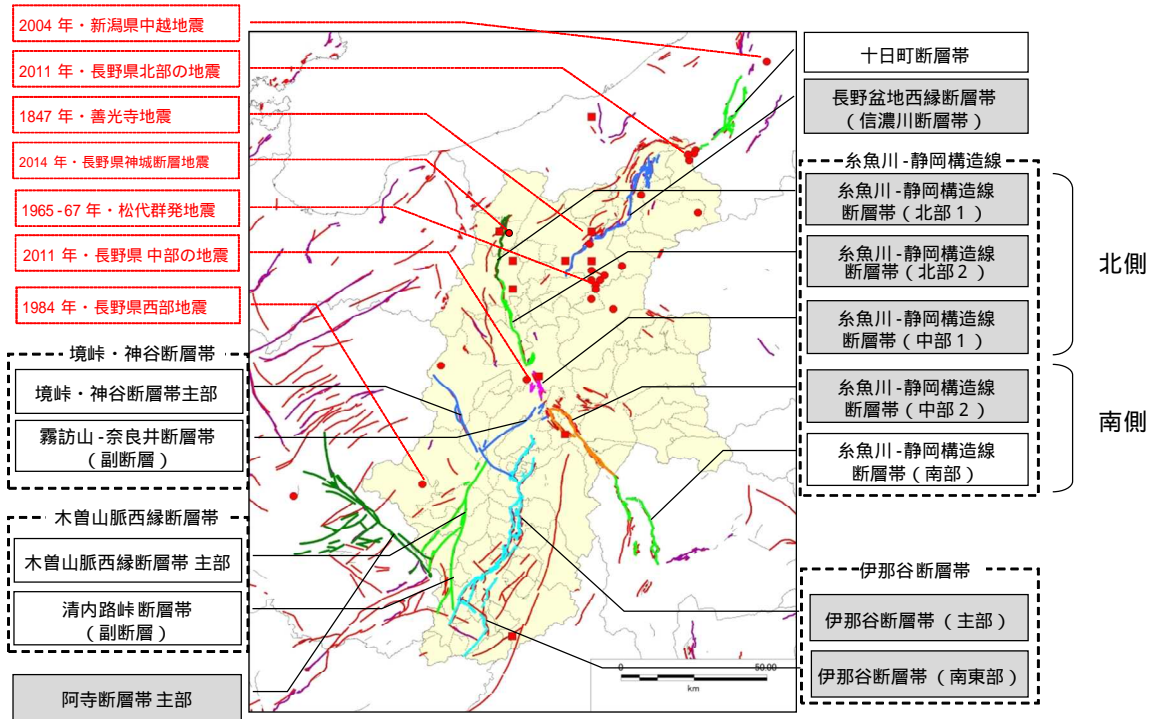
種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M _j	M _w		
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
	海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
		南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_j)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

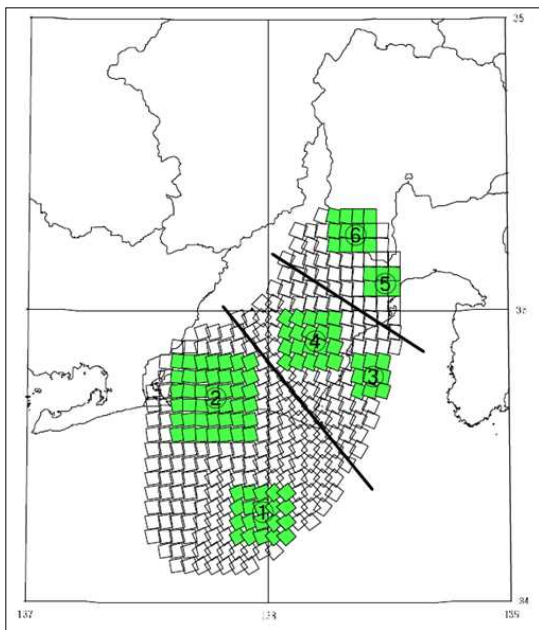
M4~M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部長(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



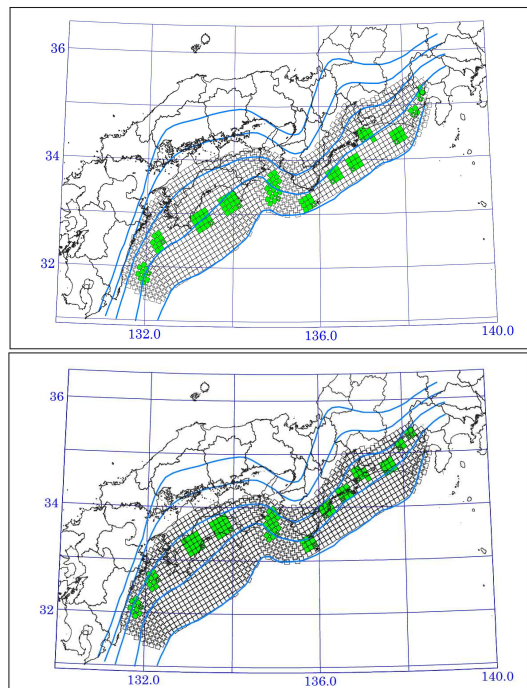
	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	■ ■ ■ ■ ■	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	—	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



：小断層 ：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図:基本ケース、下図:陸側ケース)

(表 1 - 2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測 3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部 2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0~30% (地震調査研究推進本部 2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部 2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部 2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部 2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は0.02%~13% (地震調査研究推進本部 2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部 2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

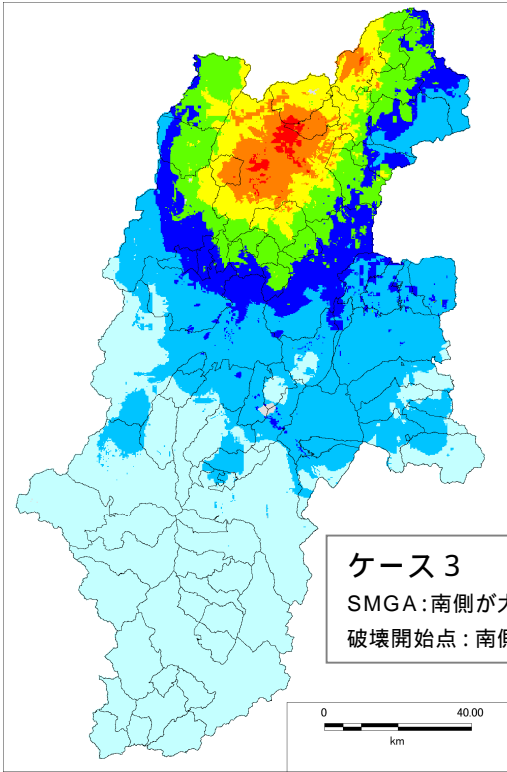
3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

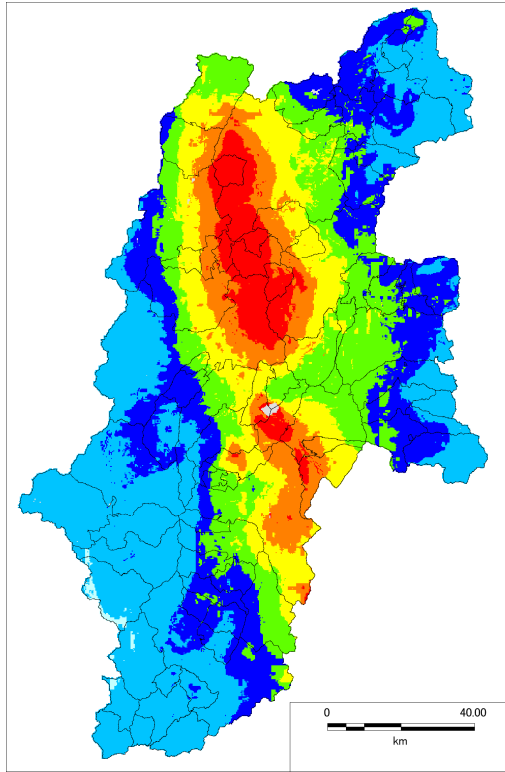
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1 - 4から図1 - 13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（ 5 ）

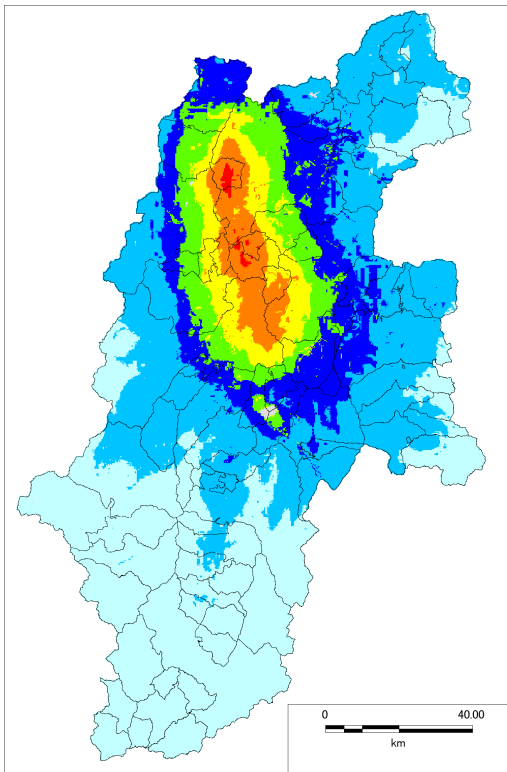
5 建築物被害が最大のケースを示す。



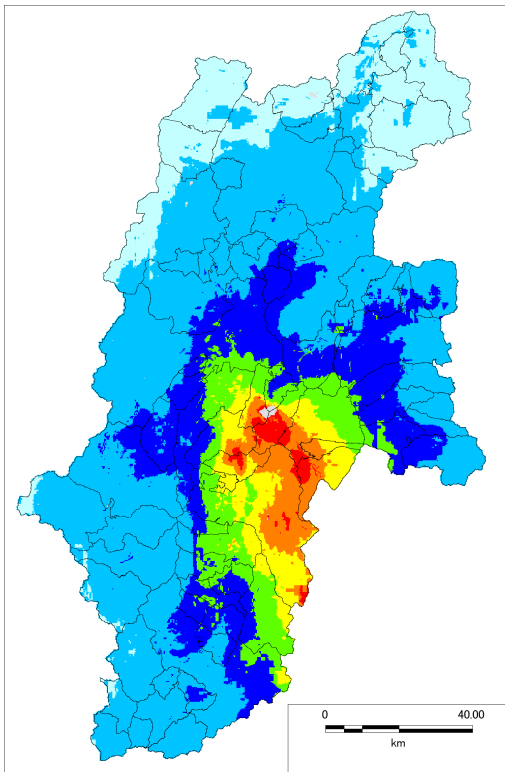
(図1 - 4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



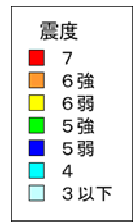
(図1 - 5) 糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)

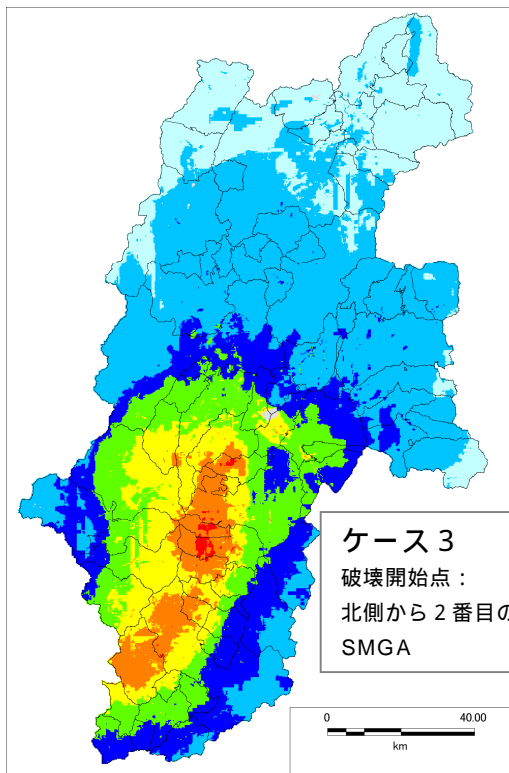


(図1 - 6) 糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)

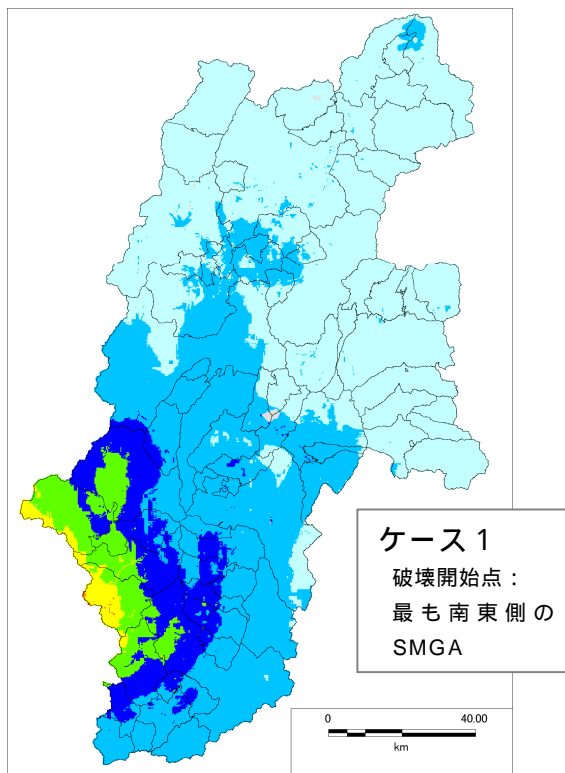


(図1 - 7) 糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)

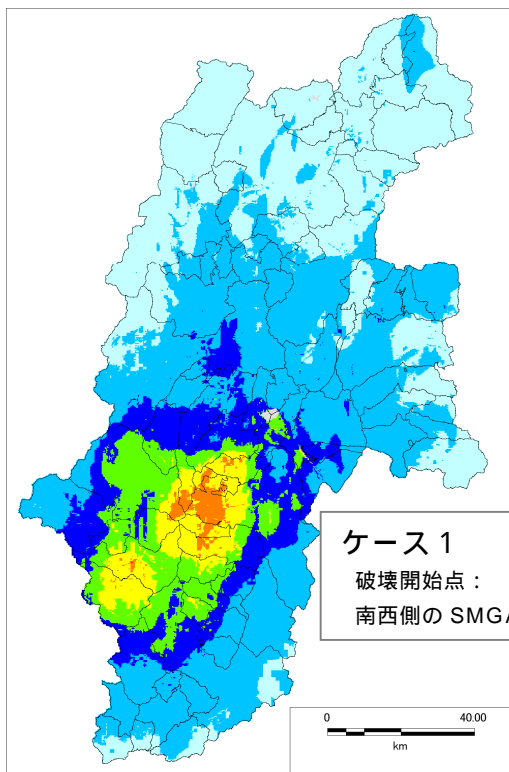




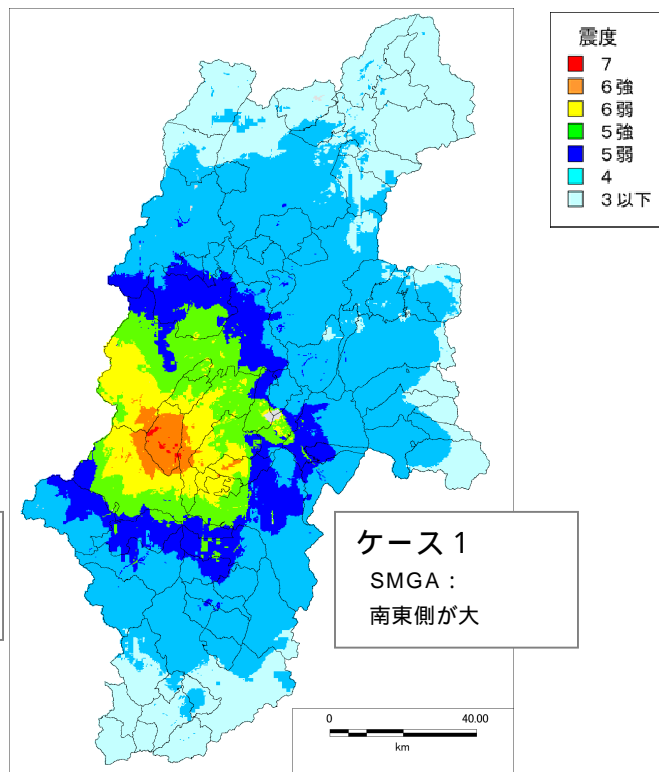
(図 1 - 8) 伊那谷断層帯 (主部)
の地震 (Mj8.0) の地表震度分布



(図 1 - 9) 阿寺断層帯 (主部南部)
の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図 1 - 10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部) の地震 (Mj7.5) の地表震度分布

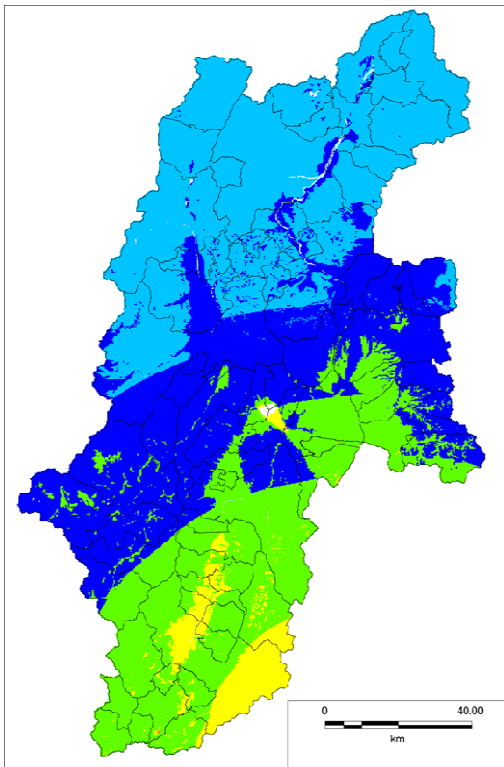


(図 1 - 11) 境峠・神谷断層帯
(主部) の地震 (Mj7.6) の地表震度分布

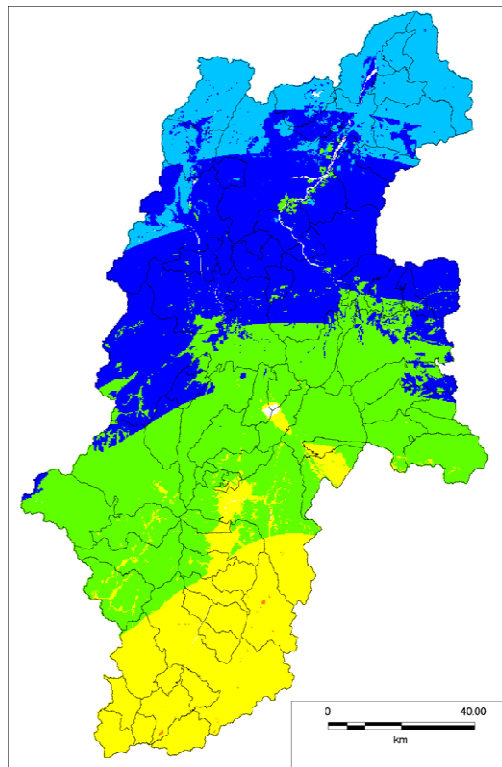


(2) 海溝型地震における地表震度分布 6

6 経験的手法のみを掲載



(図 1 - 1 2) 経験的手法 (距離減衰式) による想定東海地震の地表震度分布



(図 1 - 1 3) 経験的手法 (距離減衰式) による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第 3 次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として 6 つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表 1 - 3 及び表 1 - 4 のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表 1 - 3) 被害想定 (建築物被害)

(単位: 棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害	
					全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース 3	冬 18 時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬 18 時 強風時	97,940	103,450
		北側	-	冬 18 時 強風時	11,770	24,390
		南側	-	冬 18 時 強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯 (主部) の地震	ケース 3	冬 18 時	強風時	17,540	42,600

	阿寺断層帯（主部南部）の地震	ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震	-	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース （東海地方が大きく被災するケース）	-	-	-	700	4,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース （東海地方が大きく被災するケース）	-	-	-	3,100	23,000

建築物被害が最大となるケースを示す。

南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について

（令和7年3月）より抜粋（以下同じ）。

（表1-4）被害想定

（人的被害）

種類	地震名	死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数	
内陸型 （活断層型） 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	2,250 （2,110）	14,370 （13,790）	7,410 （7,230）	83,880	
	糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 （5,310）	34,210 （33,080）	17,290 （16,920）	183,770
		北側	710 （650）	5,270 （5,160）	2,780 （2,730）	32,540
		南側	1,950 （1,870）	11,610 （11,310）	5,700 （5,600）	56,030
	伊那谷断層帯（主部）の地震	1,270 （1,200）	9,830 （9,650）	5,060 （4,990）	51,910	
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	10 （10）	230 （220）	80 （80）	960	
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	270 （250）	2,710 （2,660）	1,330 （1,310）	16,360	
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	160 （140）	1,580 （1,540）	770 （760）	14,260	
海溝型地震	想定東海地震	10 （10）	280 （280）	50 （50）	1,290	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース （東海地方が大きく被災するケース）	- （-）	1,400 （1,400）	140 （140）	5,500	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース （東海地方が大きく被災するケース）	80 （70）	6,300 （6,200）	- （-）	25,000	

建築物被害が最大となるケースを示す。

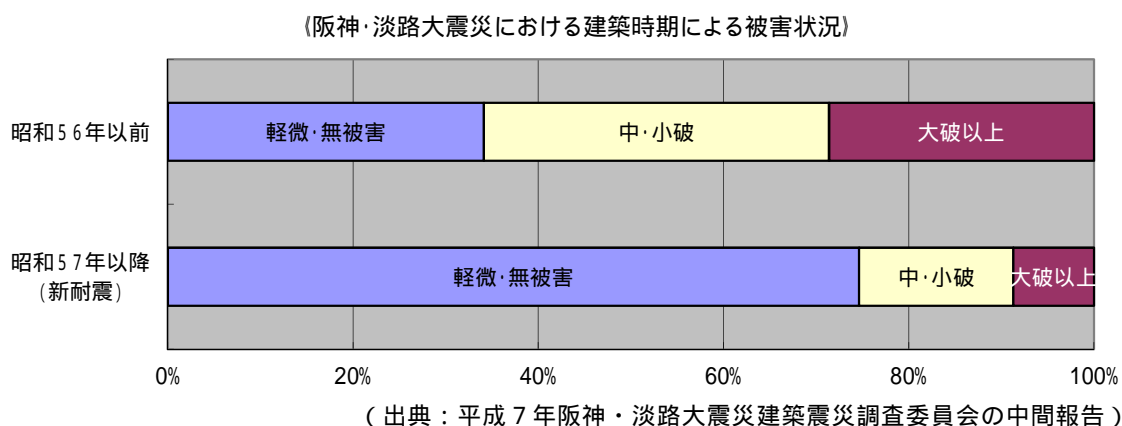
観光客を考慮した場合。

（ ）内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

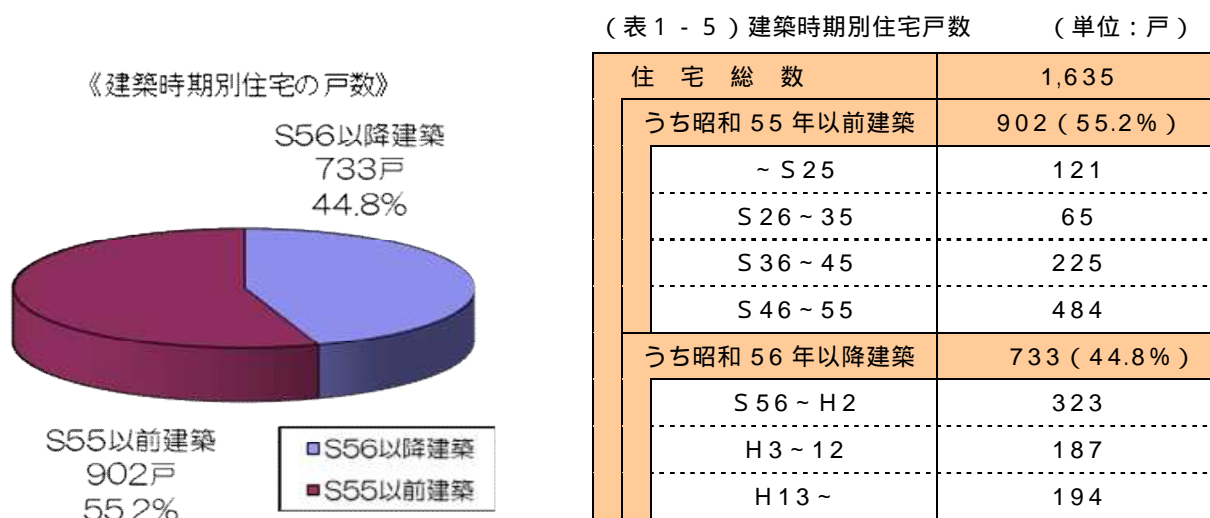
(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



(2) 建築時期別の住宅の状況等

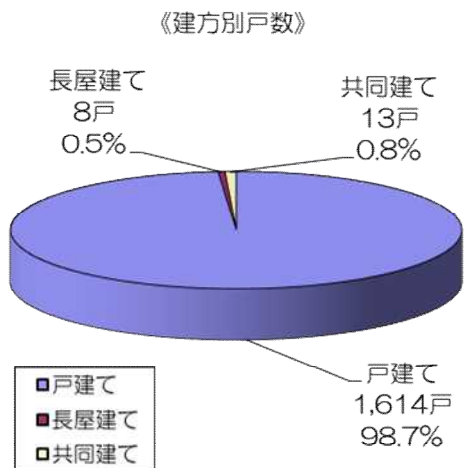
村内の住宅総数は、1,635戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、902戸で全体の55.2%を占めています。（表1-5）



村内の住宅を建方別にみると、全体の 98.7% を占める戸建ての 56.4% が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は 55.7% を占めています。

また、長屋建ては住宅総数の 0.5% を占めており、うち昭和 55 年以前に建築された割合は 37.5% となっています。

一方、共同建ては住宅総数の 0.8% を占めていますが、近年になり建設され始めたため、昭和 55 年以前に建築されたものはありません。(表 1 - 6)。



(表 1 - 6) 建方別建築時期別住宅数 (単位: 戸)

	住宅数	構成比	うち昭和 55 年以前建築	
			戸数	住宅数に対する割合
戸建て	1,614	98.7%	910	56.4%
長屋建て	8	0.5%	3	37.5%
共同建て	13	0.8%	0	0.0%
計	1,635	100.0%	913	55.8%

持ち家は 1,599 戸あり、全住宅に占める割合は 97.8% で、そのうちの 56.0% が昭和 55 年以前に建築されています。(表 1 - 7)。

(表 1 - 7) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位: 戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和 55 年以前建築	
			戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	1,599	97.8%	895	56.0%

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 19 年度から、住宅・建築物耐震改修促進事業を実施してきました。診断を実施した住宅は 347 戸で、今後も耐震改修を推進していきます。(表 1 - 8)

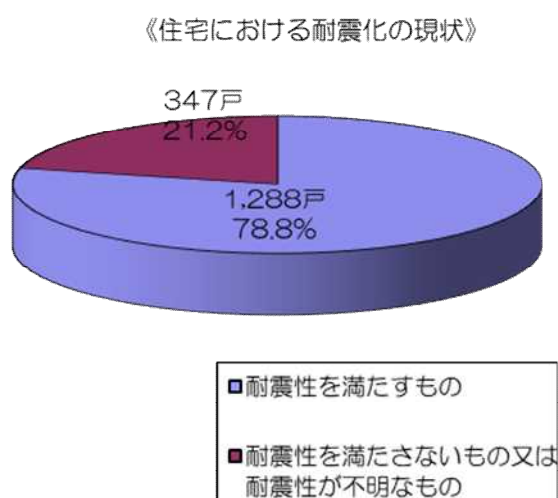
(表 1 - 8) 耐震診断・改修の実績 (単位: 戸)

耐震診断	R4 以前	R5	R6	R7	合計
住宅	378	5	1	3	387
避難施設	-	-	-	-	-
耐震改修	8	0	1	0	9

上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

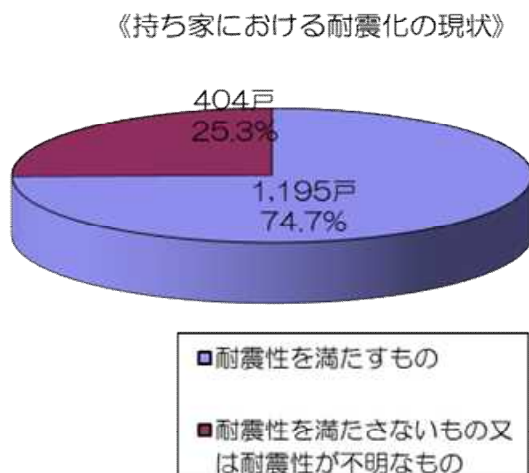
新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び、既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 1,288 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で 78.8%と推計されます（表 1 - 9）。



（表 1 - 9）住宅における耐震化率の現状（単位：戸）

住宅総数 (a)	1,635
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,288
耐震化率 (c=b/a)	78.8%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	733
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	902
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	417
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	138
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	347

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び、既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 1,195 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 74.7%と推計されます（表 1 - 10）。



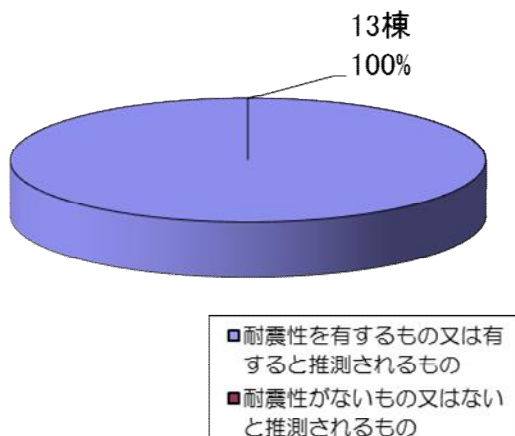
（表 1 - 10）持ち家における耐震化率の現状（単位：戸）

持ち家総数 (a)	1,599
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,195
耐震化率 (c=b/a)	74.7%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	704
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	895
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	369
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	122
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	404

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は 13 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたものは 3 棟ですが、耐震性を有しないと思われる建築物は全て改修され、耐震性を有すると推測されます。昭和 57 年以降に建築されたもの 10 棟を加えた、13 棟全てが耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は 100% です (表 1 - 1 1、1 - 1 2)。

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》 (表 1 - 1 1) 特定建築物における耐震化率の現状 (単位: 棟)



特定建築物総数 (a)	13
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	13
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	10
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	3
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	3
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

(表 1 - 1 2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位: 棟)

多数の者が利用する特定建築物の区分	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	災害時に避難施設となる建築物	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	被災時要援護者が利用する建築物	その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所 (庁舎等) 保健所等公益的な施設	学校 (幼稚園を除く) 体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅 (賃貸) 等	
令和 2 年における棟総数 (a)	6	3	0	4	0	13
耐震性を満たすもの (b=d+f)	6	3	0	4	0	13
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	-	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	5	2	0	3	0	10
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	1	1	0	1	0	3
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	1	1	0	1	0	3
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	0	0

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 耐震化率の目標の設定

基本方針において、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。基本方針や本県における他の計画、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

住宅について、耐震化率の目標を92%とします。

(2) 目標を達成するために耐震化が必要な戸数

今後5年間ににおいても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）

これまでの建替等等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替等が推移とした場合の、目標である92%を達成するために耐震化が必要な戸数を算出します。



4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、学校は避難場所等として活用され、病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち村有施設（以下「村有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物(以下「災害拠点施設等」という。)に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状

現在、村有施設のうち災害拠点施設等(村営住宅を除く。以下同じ。)は29棟ありますが、平成27年までに全ての施設の耐震化が完了しております。

(3) 公営住宅(村営住宅)の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は、87戸、42棟を管理しています。そのうち昭和56年以前に建築されたものは5棟で、現在耐震性が確認されているはありません。耐震性を満たす住宅は昭和57年以降に建築された37棟で、現在の耐震化率は88.1%となっています(表1-13)。

今後は、令和12年における村営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

(表1-13) 村営住宅の耐震化の現状と目標

(単位：棟)

建築物の分類	低層	中・高層	合計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数(a) (構成比)	42 (100.0%)	0 (-)	42 (100.0%)
耐震性を満たしているもの(b)	37	0	37
耐震化率(c=b/a)	88.1%	-	88.1%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	37	0	37
昭和56年以前に建築された棟数(e)	5	0	5
耐震性を有するもの(f)	0	0	0
未診断(g)	5	0	5
耐震化率の目標(h)	100.0%		100.0%

(4) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあつては、耐震化の状況を、別途村のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、空き家の急増やコスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体等にとっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

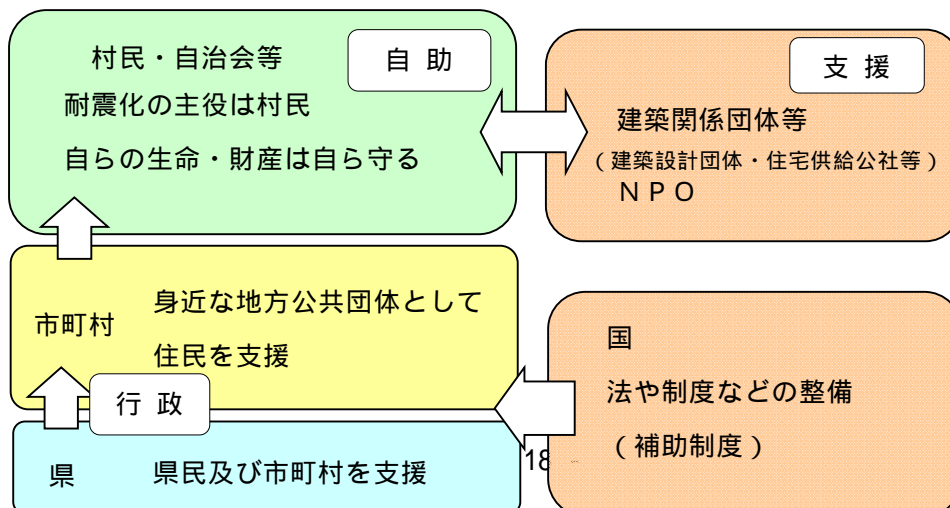
ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備することが必要です。

エ 県

県は所有者の取組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

（図2）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 19 年度から、住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます（表 2 - 1）。

（表 2 - 1）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	昭和 56 年以前の住宅	
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	8.8 万円 / 戸	改修工事費の 8 割 （補助限度額 115 万円 / 戸）
補 助 率	国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 村 : 1 / 4	国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 村 : 1 / 4

イ アクションプログラムの策定による取り組み支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、市町村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）の策定を支援し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組を強化します。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された、耐震補強工法等に関して村民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。（表 2 - 2）

（表 2 - 2）

長野県建築物構造専門委員会 で評価された耐震改修工法等 （R7.4.1 現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3 件

エ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

オ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する支援制度の導入を検討します（表2-3）。

（表2-3）支援事業の枠組み

住宅	木造戸建て	共同建て	地震被害軽減対策
	診断 改修	住宅・建築物耐震改修促進事業	
住宅以外の建築物	多数の者が利用する建築物に対する支援（検討）		
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援（検討）		

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、引き続き、村に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表2-4）。

（表2-4）

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生する恐れがあります。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、県及び市町村の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) ガラス・天井の落下防止対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、オフィスビルの窓ガラスが落下し通行人に負傷者が出ました。また、同年 7 月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し利用者に負傷者が出ました。現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう引き続き指導・啓発等を行います。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

- ・ 特定建築物
- ・ 高齢者世帯住宅
- ・ 生活弱者世帯住宅

6 優先的に耐震化に着手すべき区域の設定

- ・ 住宅密集地（大字藪原地区）
- ・ 境峠 神谷断層沿い区域

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

特に令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、人々に大きな衝撃を与えました。その危機感を持ち続けるためにも、機会をとらえた情報発信を行います。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します(表3)。

(表3) これまでの出前講座の事例

実施先	概要
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 町内会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において啓発や必要な支援を行います。

具体的には…

- ・ 今後は、住民福祉課と連携し、住民が自主的に活動していけるよう、地域支え合いマップ等の作成をサポートしていきます。
- ・ 他市町村等の情報を、ケーブルテレビや広報等を通じて広く周知していきます。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の 10%相当額：上限 25 万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が 2 分の 1 に減額：床面積 120 平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和 7 年 9 月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者に対しては必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表4）。

ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

（表4）

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）		特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）			

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

(1) 県計画においては、法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

(2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、県計画に合わせて見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
学校 (上記学校を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表2（要緊急安全確認大規模建築物）

耐震診断義務付け対象建築物（旧耐震基準で建築）

用 途	規 模 （指導・助言対象）
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物